



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2026年
No.4
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

病態禁忌



事例

【事例の詳細】

患者に泌尿器科からベサコリン散5%とエブランチルカプセルが処方された。患者は当薬局の利用が初めてであり、お薬手帳を見ると他の医療機関の循環器内科から狭心症の治療薬が処方されていた。ベサコリン散5%の添付文書には冠動脈閉塞のある患者には禁忌と記載があるため、循環器内科に連絡した。患者のカルテから冠動脈拡張術の既往歴があることはわかったが、主治医が不在のためベサコリン散5%服用の適否について直接確認することができなかった。その旨を泌尿器科の処方医に報告した結果、ベサコリン散5%はひとまず削除することになった。後日、薬剤師は循環器内科に連絡し、主治医に直接確認したところ、ベサコリン散5%の服用は避けるよう指示を受けたため、泌尿器科の医師に報告した。

【推定される要因】

泌尿器科の医師は、患者の既往歴を把握できていなかった可能性がある。

【薬局での取り組み】

服用している薬剤から患者の病態、既往歴まではわからない場合があるため、処方している医師に尋ね、他科の併用薬についても問題ないか確認を行う。



その他の 情報

ベサコリン散5%の添付文書 2023年4月改訂（第2版）（一部抜粋）

2.禁忌（次の患者には投与しないこと）

2.6 冠動脈閉塞のある患者

【冠血流量を減少させ、心疾患の症状を悪化させるおそれがある。】



事例の ポイント

- 患者の病態や既往歴は、薬剤服用歴や患者からの聴取だけでは十分に把握できない場合がある。病態禁忌などの確認に必要な情報が不足している場合には、治療を担当する医師に直接問い合わせ、他科の治療に関する情報なども提供し、判断を仰ぐことが重要である。
- 本事例は、薬剤師が、患者の病態がベサコリン散5%の禁忌に該当する可能性を疑い、泌尿器科の他に受診している循環器内科の医師にもベサコリン散5%の服用の適否について直接確認した事例である。患者の治療に関わる他の医師とも連携を取り、丁寧に対応した好事例である。
- オンライン資格確認等システムの活用により、複数の診療科や医療機関を受診する患者の情報を共有するための基盤が整備されつつあるが、医療機関間や医師間の情報共有が十分に行われているとは言い難い状況も依然として存在している。
- 複数の医療機関・医師を受診する患者の調剤を行う薬剤師は、患者の処方薬を一元的・継続的に把握するとともに、治療中の疾患や既往歴に関する情報を収集する必要がある。患者の病態や治療に影響を与える可能性のある薬剤が処方された際には、処方医だけでなく治療に関わる他の医師に対しても積極的に情報提供し、確認する姿勢が求められる。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。